



発行所

東京都土地改良事業団体連合会
会長 鈴木義順
千代田区丸の内3-1-1
東京都経済局内
印刷所 幸栄堂印刷株式会社
印刷人 青木茂雄
電話 (83) 9446, 4505番

事の本議を握め

松本志摩三

私が日本の農民諸君に、いまいちばん考えてほしいと思うことは、あらゆることとがらについて、このいちばん根本にさかのぼって考えるという、そういう習慣を身につけてほしいことである。

それなのに、農民諸君！ばかりでなく、実は日本人全体にそういう傾向があるのだ。そしてことを中途半端のところから考えたり、はじめたり、あるいは根拠もなしに、ただ感じただけでこの是非を論じたり、判断したりしようとする気質が、どうもたいへんに強いように思えてならない。

まず前者の、ことを中途判断などから考え、かつはじめがちであるという

ことのくわしい事情はこうである。農民であるかぎり、たいしての人が、この頃は経営の合理化の必要を考えているにちがいない。たいていの人が経営の有畜多角化ということを考えるのが普通だろ。

それはそれなりに、たしかに経営合理化の一つの方法なのかも知れない。だがことをそんなふうにする人の中、例えば「あなただけ一年間に、自分の経営の中で栽培している作物の種類が、何種類あるか知っていますか」と聞かれた時に即座にそれにハッキリと答えられるだけの、自分の経営についてくわしい知識を持っている人が、果して何人いるだろうか。

つまり、経営を営んで行く上にいちばん必要な、そういうくわしい知識を持たないままに、経営合理化、そのための経営の有畜多角化といったふうな、いわば公式的な考え方を、余りにもたくさんいるからこそ、私は、とかく中途半端なところから考え、かつ仕事をはじめめる人が多くて困るといっているのである。

次に、第二の深い根拠もなしに、ただ感じだけで、この是非を論じたり、判断する人が多くて困るといふことの意味は、次の点にある。たとえばこの頃の問題になつてゐる憲法の改正問題を例にとつて見るがよい。憲法改正の是非をいう人の数は多いが、それでいて本

当に憲法を読んだことのある人が、果してその中に何人いるかということになると、だいぶ問題なのではなからうか。同様のことは、いま世の中で大問題になつてゐる。教員の勤務評定問題にもい得る、ことのくわしい事情は知らうとしないでおいて、ただほかのどんな役人だつて勤人だつて、みんな勤務評定をやられているのだから、先生だけが例外であるのはおかしい。といつたぐらゐのことでは勤務評定に賛成している人、またその反対に、いわゆる進歩陣営に属するが故に、岸政府のすることだから、内容はよく知らないが、とにかく反対なんだといつた反対の仕方をしてゐる人、そんな人たちがかり多いのではなからうか。

憲法改正にしろ、勤務評定にしろ、賛成するものも、反対するものも、すべて個人の自由であるから、どつちにせよといえないわけだがこの本義をシツカリつかんだ上でもらわれないことには、あぶなかくして仕方がない。つまりそういう意味で私は、いま日本の農民諸君に以上二つのことを身につけてもらいたいと切望して、止まないのである。

9 16 連合会第二回役員会を開催し、認可、設立登記の完了報告並運

連合会日誌

- 8 18 后六時〜十一時、本一色町自治会館において本一色町外二ヶ町農耕地約六〇町歩の土地改良事業施行に関する説明会を開いた。連合会林参事出席。
8 20 后二時上篠崎町妙照寺において旧篠崎村一帯農耕地約四〇〇町歩の土地改良事業施行に関する説明会を開いた。東京都江東三区土地改良事務所より、長崎、下田再係長、築茂担当技師、連合会より林参事、江戸川農協組合長宇田川嘉一郎氏出席。
9 1 后一時下篠崎会館において旧篠崎村四〇〇町歩の土地改良事業施行に関する部落説明会を開いた。連合会より林参事、和知主事、江戸川農協組合長、宇田川嘉一郎氏副組合長、田口嘉一氏出席。
9 3 十時、有楽町農協会館地下において連合会副会長会議を開催し、連合会の正式認可並設立登記完了及諸般の事務並運営について報告をした。
9 4 十二時南篠崎会館において旧篠崎村四〇〇町歩に亘る土地改良事業施行について部落説明会を開いた。連合会より林参事、和知主事、江戸川農協組合長、宇田川嘉一郎氏副組合長、田口嘉一氏出席。
9 10 后一時南篠崎会館において前回に引続き土地改良事業部落説明会を開催。都江東三区土地改良事務所より築茂担当技師、連合会より林参事、江戸川農協、宇田川組合長出席。
9 12 后一時より上篠崎町妙照寺において前回に引続き土地改良事業部落説明会を開いた。連合会より林参事出席。
9 17 連合会第二回役員会を開催し、認可、設立登記の完了報告並運

# 東京は空前の豪雨

## 台風二十二号襲来

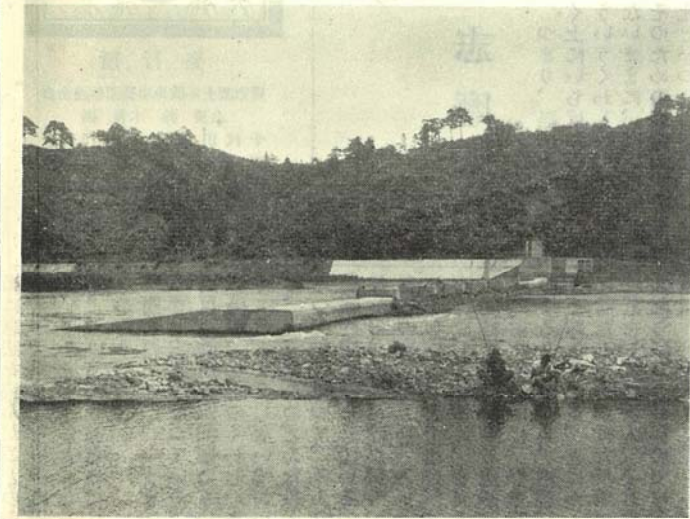
観測史上最大といわれた台風二十二号も上陸直前から次第に勢力が衰え、最も懸念された高潮など風による被害は予想外に少なかったが関東平野にまたも豪雨を降らせた。とくに東京地方は四〇〇ミリを越えるという気象庁開設以来の記録的大雨となり、利根川、荒川の流域は洪水の危機にひんし、東京都内でも中川、多摩川等は各所にはらんらん浸水家屋は三十三万戸余に達し、都心部の道路もヒザを没するほどの泥川と化した。さきの台風二十一号で地盤がゆるんでいたところこの豪雨のためいたるところで土砂崩壊、がけ崩れが続出、このため東海道線をはじめ国鉄各線は寸断され都内国電も中央線、総武線などが不通となり私鉄、都電バスも止まり交通も半身不随の状態。停電や電信、電話の不通なども続出した

このため東京都では超非常体制をとつたほか、警視庁消防庁では各地元と協力、徹夜の警備体制をしき、自衛隊も出動して水防と被災者の救助に当つた。都下の被害は、崖崩れによる死者二名をはじめ、建築物の倒壊、半壊、浸水、一四四七戸、田畑の流失、埋戻、冠水六九〇町歩、道路橋梁の流失、護岸の決壊六二一ヶ所、山地崩壊一六〇ヶ所、罹災者総数六〇〇〇人(全人口の一割弱)損害総額約六億円に及ぶ人的物的に未だかつて見ない甚大な損害をこうむり、公共的施設中農業土木事業の復旧総額は約一億円である。都は農業用土木事業災害復旧事業の調査を実施したところ、農道、橋梁、護岸用排水路、並水田が土砂で埋戻等の総被害は八千五百万円に一八五ヶ所であるこの被害の復旧事業実施

の査定のため昭和三十三年十月二十日から二十八日まで九日間、査定官は農林省から棟方技官高橋技官、立会官として大蔵省から加賀谷事務官、伊藤事務官が現地に出張して詳細な調査を実施中である。

災害を受けた農業土木事業(一ヶ所被害額十万円以下)については特に今次の二十二号台風の被害甚大なるたから棟方技官高橋技官、立会官として大蔵省から加賀谷事務官、伊藤事務官が現地に出張して詳細な調査を実施中である。

尚、国の補助対策以外の



都営大丸用水土地改良事業コンクリート堰堤が流失された

### 陳 情 書

東京都土地改良事業団体連合会に於ては十月十七日東京都知事に対し会長名を以つて次の通り陳情した。

当連合会は昨年四月土地改良法の大改正の際、新たに設けられた、土地改良事業団体連合会の制度に基き組織致しましたが、その目的とするところは勿論都下土地改良事業団体の協同の組織力により土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し公共的土地改良事業の推進に寄与しようとするものであります。

土地改良の公共性については充分御了知を頂いておりますが今後は一層都圏整備下における都下農業形態確立のための土地利用の合理化に邁進する必要を痛感しこの際土地改良区並びに関係市町村等をもつて東京都土地改良事業団体連合会を結成致した次第であります。

翻つて従来都の御援助の下に設けて居りました東京都土地改良協会は土地改良法の裏付のない団体であり今日においては適切活発な活動を欠くところがありますので、これを発展的に解消し、当連合会に一切の業務を移行し一報と整備拡充を行いつつある現状であります。

当連合会は他種連合会の如き単なる連絡機関に止まらず土地改良事業に対し優秀なる技術者をもつて土地改良の専門的援助を行う使命を有するため年間相当の経費を要し運営上多大の困難を伴いやむとすれば健全な存立を危懼されるのでありましてこれがため折角の都下農政に寄与する機会をも逸する破目となり兼ねませんので当連合会の熱意の存する所を御くみとり下され各参加が団体の負担内容、その他末尾に添付の参考資料等御参酌の上育成御指導の趣旨をもつて、従来東京都土地改良協会に賜わつた御援助に倍加して、飛躍的援助費の御補助を迎ぐよう特段の御配慮を賜りたく陳情致します。

昭和三十三年十月十七日  
東京都千代田区丸の内  
東京都庁経済局内  
東京都土地改良事業団体連合会会長  
鈴木 義 顯  
東京都知事  
安井誠一郎殿



昭和33年9月25日台風22号は伊豆半島から上陸東京を通過大雨を降らした。東京都足立区六町附近が水田地区は深さ1m50の浸水し600町歩の水田は冠水した。同月26日午前10時現在の写真である。

### 昭和三十三年度新規団体営土地改良事業地区農林省決定

東京都経済局農地課では昨年昭和三十三年十一月農林省に対し団体営土地改良事業地区を申請中のところ左記地区が撰択され、昭和三十三年度より補助金の交付を受け工事に着手するはこびとなつた。

- 一、区調整事業  
足立区神明町地区
- 二、暗渠排水事業  
町田市高ヶ坂地区

三、かんがい排水事業  
西多摩郡福生町地区

四、農道  
八丈島八丈町中之郷  
湯浜農道  
同 榎  
立松葉能農道  
大島大島町差木地  
下原下地農道  
以上である。

△ 昭和三十四年度申請地区  
は十一月七日から全体計画

の審査が実施される予定でその地区は

- 1 暗渠排水事業  
町田市小野路地区  
二十六町歩で事業費は六十三万円である

- 2 区調整事業  
◎足立区六町地区で施行面積は六四町歩事業費一千四百二十万円
- ◎板橋区成増町地区で施行面積五〇町歩事業費は六百五十万円である

- 3 農道新設事業は  
一、八丈島八丈町三根出  
廻延長一、二一七米、一九五万円
- 二、八丈島八丈町大賀郷  
延長一、一九〇米、百八十万円である

#### 農林漁業団体職員共済組合法の制定

農林漁業団体職員共済組合は、土地改良法（土地改良区、全連合会土地改良事業団体連合会）その他農協法合せて団体の役員に基き設立された法人の役員員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的としている。

これが実施によつて職員の待遇の適正を図り、ひいては農業団体の育成強化に役立つものと信じます。幸ひ本年度において、組合が設立して、明年一月一日より実施の段階にあります。

### 土地改良登記令等の改正公布さる

改正土地改良法に伴う登記令の一部改正の成案が、おくれ各関係者から速やかに制定されることを望まれているが、漸くこのほど十月七日附で政令第二八五号を以て「土地改良法に基く土地台帳法の特例に関する政令」とともに公布された。

この二政令の改正の要点は次の通りであるが、この改正により「土地改良登記令施行細則」及び「土地台帳法施行細則」の条文を整理改正し、その法務省令も同日それ／＼公布された。

1 土地改良法の改正に伴つて必要となつた改正

一、土地改良法の改正に伴つて必要となつた改正

このように土地の一部に国の所有権の登記がある場合には、原始取得及び登記制度の理論と矛盾するのでこのように土地についての登記はまつ消することとなつた（第五十條）

二、換地処分又は交換分合の登記における自作農創設農地の取扱いの改正

2 国の所有権の登記がある埋立地等の登記のまつ消

国の行う埋立又は干拓の事業によつて造成された土地については土地改良法第九十四條の八第四項の規定によつて入植者がその配分に係る土地の所有権を原始取得することとなつている。

このように土地の一部に国の所有権の登記がある場合には、原始取得及び登記制度の理論と矛盾するのでこのように土地についての登記はまつ消することとなつた（第五十條）

三、農道、かんがい排水路の造成等に伴う登記

従来の登記令では、換地処分と交換分合の登記しか規定されていなかったが、新たに農道、かんがい排水路など換地処分を伴わない工事を行う場合でも、土地改良事業を行う者は、かんがい排水路又は農道の造成に必要な敷地につき当該敷地の所有者に代り地目交換分合筆及び買収の登記を申請することができるようになった（第三十三條の二、第三十三條の三第三十三條の四）

四、相続等の登記手続の改正

代位登記として相続登記は、従来の一括登記をやめて、一件ごとに申請書副本（登記済証となる）をそえてその前戻となる相続などの登記手続を整理した（第二條第三條第四條）

従来は、自作農創設特別措置法により買収、売渡の登記がなされていた土地については、交換分合又は換地処分の登記にあつたつて登記簿上に同法による買収、売渡があつた旨記載をすることがとなつていたが、農地法の施行の際農地法に基く登記の特例に関する政令では国が買収、売渡をした旨を記載すべき規定がなくなつたので、この特例の記載を廃止した。（第八條、第三十五條三、第十七條）

従来の登記令では、換地処分と交換分合の登記しか規定されていなかったが、新たに農道、かんがい排水路など換地処分を伴わない工事を行う場合でも、土地改良事業を行う者は、かんがい排水路又は農道の造成に必要な敷地につき当該敷地の所有者に代り地目交換分合筆及び買収の登記を申請することができるようになった（第三十三條の二、第三十三條の三第三十三條の四）

代位登記として相続登記は、従来の一括登記をやめて、一件ごとに申請書副本（登記済証となる）をそえてその前戻となる相続などの登記手続を整理した（第二條第三條第四條）

八丈島中之郷開拓地 農林省現地調査

都農林部で、はさる二十八年ごろから八丈島の開拓計画をたて、昨年一月山林などの買収を行つたが、この買収の進め方をめぐつて地元民から猛烈な反対が起り、一部農民は農林大臣に對し、都の行った処分を取消してほしいと訴願したこのため十月八日農林省の係官が現地に乗り込んで調査を行うことになつた。

問題の開拓地は八丈島中之郷地区九十三町八反歩の切替畑、と山林、戦時中の昭和十七年ごろ八丈島の人口約八千七百八丁だつたが、終戦で小笠原又は南洋からの引揚者、復員者等、自然増が多くなつたため、二十年末に一万人を越え、三十年には一萬二千二百余人と十七年当時の五八%増加となつた。

一方山の多いこの島の耕地は全体の七、四%しかなく、人口の五三%占める農業人口を養つてはとてたりない。そこで都は、島内の中之郷地区の山林、原野を開、拓潜在失業者を入植させようと、プランをたてた。

に低くする。など七項目である。これに對し都側は、耕地の認定は現状主義で、たとえ切替畑であつても調査時に耕作されていなければ未墾地であると、などの見解をとつて譲らずさる三日には国会でこの問題についての質問が出た。しかし訴願を受けた、農林省としてこのままでは開拓はストツプ、離島振興法に基づく開発計画にも差支えるといふので現地調査を行い、結論を出すことになつたもの

都農業振興共進会

十一月十六日から十九日立川の農業試験場で

農業改良助長法が施行されて今年で十年目にあたり経済局では助長法十周年を記念して各種記念行事を行うが、その一環として、東京都農業振興共進会が十一月十六日から十九日まで開かれる。これは都下における農業振興のため農産物の品質の改善、商品価値の向上と農業経営の合理化を図るとともに広く農業改良の実態を紹介することを目的として行い、主催は都、協賛は都農業協同組合中央会、都経済農業協同組合連合会、都信託農業協同組合連合会、都農業共済組合連合会、都農業会議、都農業改良普及

事業協議会、都農業機械化見聞、都農業試験場構内。出品は都内において生産および製作用された穀類、豆類、いも類、そ菜類、果実類、花卉類、鶏卵、農産加工品、生活改善工夫品、この審査の結果優良と認められたものについては等位を定め、賞状、賞品が授与される。

なお一般観覧は十七、八日午前九時から午後五時まで、十九日午前九時より正午まで、褒賞授与式は十九日午前十時から行はれる。

人事移転

東京都技師 小沢 基 願に依り本職を免する。八月三十一日附 小沢 基

農林漁業金融公庫九州支店勤務を命ずる。九月一日附 大良 美昭

東京都技師 大良 美昭 建築局勤務を命ずる。 宮膳部庁舎装置課勤務を命ずる。 十月八日附 高橋 克己

技師補を命ずる。 十月八日附 高橋 克己

経済局勤務を命ずる。 十月十六日附

農林部農地課勤務を命ずる 十月十六日附

東京都技師 福永新契 農林部農地課勤務を命ずる 十月十六日附

(一頁より続く) 營その他諸般に対する審議を行い、可決確定した。

9 24 十時、代々木荘において都主催による地籍調査協議会が開かれ三十三年度計画並三十四年度事業予定計画が発表された連合会林参事出席。

10 10 前十時板橋、練馬両区内の二十二号台風被害現地調査の為東京都農地課団体管係、杉本技師、吉沢技師の調査に林参事同行する。

10 13 十時全国土地改良事業団体連合会々議室において関東一都九県土地改良連合会協議会を開催し、昭和三十四年度連合会育成補助要請について種々協議した。

10 17 十時、連合会育成補助増額陳情を東京都へ行つた。鈴木会長、千ヶ崎副会長、森副会長、井草理事(都議)の御足労を煩した。林参事同行。

10 24 三時江戸川農協篠崎支所において、旧篠崎村四〇〇町歩の土地改良事業基本調査測量実施に當つて町連合発起人代表者会議を開き事業施行に対する諸案を討議決定した。連合会林参事出席。

未曾有の災害の実情を見て 二十二号颶風の襲来によつて各地の被害は余りにも悲惨であり甚大であつた。会員の中には家族を失われ家を壊され、或は水稲は埋没流失し畑作は殆んど流され災に悲惨を極めた。これからは一日も早く復興しなければならぬ。この時に當り東京都農地課団体管係土地改良係大岡係長始め、各担当係官多摩江東両土地改良事業所の所長各係官及び土地改良区、各市町村の担当者におかれては約一ヶ月有餘の間、それら、地区の被害状況調査に計画、設計、概要書の提出と連日連夜に亘り献身的努力をいたした。結果、この程漸く国の現地査定も終り、予期の成果を収めた事は、一重々各係官の御苦労の賜であつて連合会として紙上を借り厚く御礼を申し上げます。

これによつて復旧も速かに運ばれる事と深く確心致すものであります。一言御見舞をおね関係各係官の御労苦に對し感謝を申上げる次第であります。

× × × × × × × × ×